

岐阜県公報

第二千九百七十一号
平成三十年八月十日

(金曜日)

目次

告示

土壤汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定	(環境管理課) 五二二
土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定	(同) (五二二)
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 五二二
道路の区域変更	(道路維持課) 五二三

公示

土地改良事業計画の変更の適当の決定	(農地整備課) 五二三
公共測量の実施	(用地課) 五二四
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所) 五二四
土地改良区の定款変更認可	(同) (五二五)
土地改良区役員の退任及び就任	(可茂農林事務所) 五二六
土地改良区役員の就任	(同) (五二六)
落札者等に関する公示	(会計課) 五二六

告示

岐阜県告示第三百九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 要措置区域

恵那市武並町竹折折坂一九九番一三〇及び二〇八の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 土壤汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置

盛土

岐阜県告示第三百九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 形質変更時要届出区域

恵那市武並町竹折字折坂一九九番五四、二一九、二三〇、二三一、二三二、二三四、二三五、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四八、一四九、一五六、一九五、二〇二、二〇三、二〇七、二〇八、二一〇、二二二及び二二四の各一部
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

岐阜県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市青墓町字城ヶ谷一八二二、一八二三、一八四九、一八五〇、字寒谷一八六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城ヶ谷一八二二・一八二三・一八四九・一八五〇・字寒谷一八六四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町西乙原字榎ヶ平二二八四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
<p>養老郡養老町勢至字江ノ尾一四五の二六・一四五の三三から一四五の三六まで(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、一四五の三七から一四五の三九まで、字行平一五五の一四四・一五五の一七六から一五五の一七九まで・一五五の二一九(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、一五五の一七三から一五五の一七五まで</p> <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>字江ノ尾一四五の三六から一四五の三九まで・字行平一五五の一七三から一五五の一七七まで(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、一五五の二一九</p> <p>2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>岐阜県告示第四百二二号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成三十年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十年八月十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>							

<p>土地改良事業計画の変更の適当の決定</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成三十年八月十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>		<p>公 示</p>																																									
<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成三十年八月十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成三十年八月十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">県道</td> <td colspan="2">大今垣尾線</td> </tr> <tr> <td>安八郡輪之内町大字松内</td> <td>字駒島(二八六八番一〇)</td> <td>同郡同町大字同</td> <td>同郡同町大字同</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>七〇</td> <td>七〇</td> <td>七〇</td> <td>七〇</td> </tr> <tr> <td>五五・七</td> <td>五五・七</td> <td>五五・七</td> <td>五五・七</td> </tr> </table>	県道		大今垣尾線		安八郡輪之内町大字松内	字駒島(二八六八番一〇)	同郡同町大字同	同郡同町大字同	後	前	後	前	七〇	七〇	七〇	七〇	五五・七	五五・七	五五・七	五五・七	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">多芸東部土地改良区</td> <td colspan="2">多芸東部地区</td> </tr> <tr> <td>安八郡輪之内町大字松内</td> <td>字駒島(二八六八番一〇)</td> <td>同郡同町大字同</td> <td>同郡同町大字同</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>七〇</td> <td>七〇</td> <td>七〇</td> <td>七〇</td> </tr> <tr> <td>五五・七</td> <td>五五・七</td> <td>五五・七</td> <td>五五・七</td> </tr> </table>	多芸東部土地改良区		多芸東部地区		安八郡輪之内町大字松内	字駒島(二八六八番一〇)	同郡同町大字同	同郡同町大字同	後	前	後	前	七〇	七〇	七〇	七〇	五五・七	五五・七	五五・七	五五・七
県道		大今垣尾線																																									
安八郡輪之内町大字松内	字駒島(二八六八番一〇)	同郡同町大字同	同郡同町大字同																																								
後	前	後	前																																								
七〇	七〇	七〇	七〇																																								
五五・七	五五・七	五五・七	五五・七																																								
多芸東部土地改良区		多芸東部地区																																									
安八郡輪之内町大字松内	字駒島(二八六八番一〇)	同郡同町大字同	同郡同町大字同																																								
後	前	後	前																																								
七〇	七〇	七〇	七〇																																								
五五・七	五五・七	五五・七	五五・七																																								

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

平成三十年七月二十六日から
平成三十一年三月八日まで

四 作業地域

岐阜県

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
岐阜市佐野	平成三〇・四・三〇	理事	豊吉孝司	岐阜市佐野	二五六番地
野土地改良区	同	同	豊吉久同	同	三五二番地一

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
同		同	部田正孝	同	三六五番地
同		同	豊吉定	同	四〇九番地
同		同	豊吉美保	同	三三八番地一
同		監事	部田幸生	同	三五九番地三
同		同	吉田博	同	三一六番地一
土地改良区					
岐阜市佐野	平成三〇・五・一	理事	豊吉孝司	岐阜市佐野	二五六番地
野土地改良区	同	同	吉田博	同	三一六番地一
同		同	部田正孝	同	三六五番地
同		同	豊吉定	同	四〇九番地
同		同	豊吉美保	同	三三八番地一
同		監事	吉田正憲	同	二六四番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
土岐用水	平成三〇・四・二七	理事	加藤正義	羽島郡岐南町上印食四丁目一七八番地	
土地改良区	同	同	戸田長壽	同	笠松町円城寺 七七七番地

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
岐阜市次木用水土地改良区	平成三〇・七・三一

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
各務用水土地改良区	平成三〇・六・五

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	名住	所
富加町木曾川右岸用水土地改良区	平成三〇・六・二七	理事	多治見 元雄	加茂郡富加町高畑	二八三番地一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	名住	所
富加町木曾川右岸用水土地改良区	平成三〇・七・二二	理事	渡邊 謙太郎	加茂郡富加町高畑	六一九番地八

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	名住	所
木曾川右岸用水土地改良区	平成三〇・七・二二	理事	伊藤 誠一	美濃加茂市西町三丁目	七七番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年八月十日

岐阜県民事 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察総合捜査管理システムの構築及び保守管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年5月17日
- 4 落札者を決定した日 平成30年6月28日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝浦一丁目2番3号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 神代 顕彰
- 6 落札金額 234,206,640円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成三十年八月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社